

2027年JAF国内競技車両規則 第1編レース車両規定

(下線部：変更箇所)

2027年規定	2026年規定
第1章～第3章 (略)	第1章～第3章 (略)
第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定 第1条～第4条 (略)	第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定 第1条～第4条 (略)
第5条 消火装置-消火系統 すべての車両は手動消火器を装備することが義務付けられる。 手動消火器を自動消火装置に取り替えることができる。	第5条 消火装置-消火系統 すべての車両は手動消火器を装備することが義務付けられる。 手動消火器を自動消火装置に取り替えることができる。
5.1) 手動消火器 手動消火器とは消火器単体をドライバー等が取り外して消火を行うための消火器をいう。	5.1) 手動消火器 手動消火器とは消火器単体をドライバー等が取り外して消火を行うための消火器をいう。
1)～6) (略)	1)～6) (略)
参考) 2026年国際モータースポーツ競技規則 付則J項 第253条 第7項：消火器 — 消火装置 7.1)～7.2.5) (略) 7.3) 手動消火器 7.3.1) すべての車両は、以下の第7項3.2から7項3.5まで、あるいはFIA規格8865-2015に従い（後者の場合には以下 の第7項3.2から7項3.5までは適用されない）、消火器を1個あるいは2個装備していること。 2024年1月1日以降のFIA 選手権／ラリー車両： すべての車両には、本規則第7項3.2から第7項3.5まで、またはFIA基準8865-2015に準拠した2つの消火器が取り付けられなければならない（本規則下記第7項3.2から第7項3.5は後者の場合には適用されない。 ラリー1車両に許可されている消火剤：第266条-C-23を参照。 2番目の手動消火器の設置：以下の第7項3.6に従う。コックピットや荷物室に設置可能である。 2024年1月1日以降、2つの義務付けられた消火器のうち少なくとも1つは高電圧対応でなければならない（第266条-C-23を参照）。 2026年1月1日以降、両方の手動消火器ともに高電圧対応でなければな	参考) 2025年国際モータースポーツ競技規則 付則J項 第253条 第7項：消火器 — 消火装置 7.1)～7.2.5) (略) 7.3) 手動消火器 7.3.1) すべての車両は、以下の第7項3.2から7項3.5まで、あるいはFIA規格8865-2015に従い（後者の場合には以下 の第7項3.2から7項3.5までは適用されない）、消火器を1個あるいは2個装備していること。 2024年1月1日以降のFIA 選手権／ラリー車両： すべての車両には、本規則第7項3.2から第7項3.5まで、またはFIA基準8865-2015に準拠した2つの消火器が取り付けられなければならない（本規則下記第7項3.2から第7項3.5は後者の場合には適用されない。 ラリー1車両に許可されている消火剤：第253条18項23を参照。 2番目の手動消火器の設置：以下の第7項3.6に従う。コックピットや荷物室に設置可能である。 2024年1月1日以降、2つの義務付けられた消火器のうち少なくとも1つは高電圧対応でなければならない（第253条18項23を参照）。 2026年1月1日以降、両方の手動消火器ともに高電圧対応でなければな

らない（第266条-C-23を参照）。 7.3.2）認められる消火剤： AFFF、4Fユニバーサル、<u>Ecolife Plus</u>、FX G-TEC、Viro3、<u>Novec 1230</u>、<u>FK 5-1-12</u>、粉末消火剤、FIAが公認したその他の消火剤 7.3.3）消火剤の最少容量： ・AFFF 2.4リットル ・4Fユニバーサル 2.4リットル ・<u>Ecolife Plus 2.4リットル</u> ・FX G-TEC 2.0kg ・Viro3 2.0kg ・Novec1230 2.0kg ・<u>FK 5-1-12 2.0kg</u> ・粉末 2.0kg 7.3.4）すべての消火器は、その内容物によって以下の封入圧力を有さなければならない： ・AFFF 製造者の指示に従う。 ・4Fユニバーサル 製造者の指示に従う。 ・<u>Ecolife Plus 製造者の指示に従う。</u> ・FX G-TEC およびViro3 製造者の指示に従う。 ・Zero360 製造者の指示に従う。 ・粉末 最小 8bar、最大 1 更に、消火剤にAFFFまたは4Fユニバーサルまたは<u>Ecolife Plus</u>が用いられている場合は、消火器それぞれに封入圧力を確認できる機構を備えていなければならない。 7.3.5）～7.3.7）（略）	らない（第253条18項23を参照） 7.3.2）認められる消火剤： AFFF、4Fユニバーサル、FX G-TEC、Viro3、粉末消火剤、FIAが公認したその他の消火剤 7.3.3）消火剤の最少容量： ・AFFF 2.4リットル ・4Fユニバーサル 2.4リットル ・FX G-TEC 2.0kg ・Viro3 2.0kg ・Novec1230 2.0kg ・粉末 2.0kg 7.3.4）すべての消火器は、その内容物によって以下の封入圧力を有さなければならない： ・AFFF 製造者の指示に従う。 ・4Fユニバーサル 製造者の指示に従う。 ・FX G-TEC およびViro3 製造者の指示に従う。 ・Zero360 製造者の指示に従う。 ・粉末 最小 8bar、最大 1 更に、消火剤にAFFFまたは4Fユニバーサルが用いられている場合は、消火器それぞれに封入圧力を確認できる機構を備えていなければならない。 7.3.5）～7.3.7）（略）
5.2）（略） 第6条～第22条（略） 第5章～第10章（略） *第9章 F J 1 5 0 0（F J 1 5 0 0）規定は別途公示予定 第11章 スーパーフォーミュラ・ライツ（SFL） 第1条（略）	5.2）（略） 第6条～第22条（略） 第5章～第10章（略） *第9章 F J 1 5 0 0（F J 1 5 0 0）規定は別途公示予定 第11章 スーパーフォーミュラ・ライツ（SFL） 第1条（略）

第2条 車体と寸法

2. 1) ～ 2. 1 2) (略)

2. 1 3) 許されるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更。

本規定の遵守、ならびに構成部品の正規の取り付け位置および寸法の確保を目的とした各部品の切削、調整およびシムの追加が認められ、以下の仕様への改造が認められる。

1) ～ 2) (略)

3) 接合部、留め具、ボルトおよびボルト穴、または、任意の傷つきやすい部分の先端部に限り車体にテープの貼付。(ヘッドレスト部は 除く)

4) (略)

第3条～第8条 (略)

第9条 サスペンションとステアリング

9. 1) ～ 9. 4) (略)

9. 5) サスペンション部材

9. 5. 1) ～ 9. 5. 5) (略)

9. 5. 6) サスペンション部材のシュラウドおよびカバーは、非構造部分でなければならず、ホイールテザーとブレーキラインおよびセンサー配線を保護する目的にのみ許可される。

シュラウドおよびカバーは、サスペンション部材に恒久的に取り付けられていなくてもよい。従って、それは工具を 使用せずに取り外すことが可能でなければならない。

9. 5. 7) ～ 9. 5. 9) (略)

9. 6) (略)

9. 7) サスペンションとステアリングにおけるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。

1) (略)

2) キャンバーシム

3) ～ 6) (略)

ただし、これらオリジナル仕様の改造、取付けおよび変更によって、サスペ

第2条 車体と寸法

2. 1) ～ 2. 1 2) (略)

2. 1 3) 許されるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更。

本規定の遵守、ならびに構成部品の正規の取り付け位置および寸法の確保を目的とした各部品の切削、調整およびシムの追加が認められ、以下の仕様への改造が認められる。

1) ～ 2) (略)

3) 接合部、留め具、または、任意の傷つきやすい部分の先端部に限り車体にテープの貼付。(ヘッドレスト部は 除く)

4) (略)

第3条～第8条 (略)

第9条 サスペンションとステアリング

9. 1) ～ 9. 4) (略)

9. 5) サスペンション部材

9. 5. 1) ～ 9. 5. 5) (略)

9. 5. 6) サスペンション部材のシュラウドおよびカバーは、非構造部分でなければならず、ホイールテザーとブレーキラインを保護する目的にのみ許可される。

シュラウドとカバーは、サスペンション部材に恒久的に取り付けられていなくてもよい。従って、それは工具を 使用せずに取り外すことが可能でなければならない。

9. 5. 7) ～ 9. 5. 9) (略)

9. 6) (略)

9. 7) サスペンションとステアリングにおけるオリジナル仕様の改造、取り付けおよび変更は、以下が認められる。

1) (略)

2) ダンパー (9. 5. 9) を参照。)

3) キャンバーシム

4) ～ 7) (略)

ただし、これらオリジナル仕様の改造、取付けおよび変更によって、サスペ

ンション構成部材の強度／機能に影響を与えてはならず、オリジナルと同等、あるいはそれ以上の強度信頼性が維持されていなければならない。 第10条～第18条（略） 第12章～第13章（略） 以上	ンション構成部材の強度／機能に影響を与えてはならず、オリジナルと同等、あるいはそれ以上の強度信頼性が維持されていなければならない。 第10条～第18条（略） 第12章～第13章（略） 以上
--	--